

災害時要配慮者避難体制サポート事業業務委託企画提案競技審査基準

1 審査方法

埼玉県福祉部障害者福祉推進課内に設置する「災害時要配慮者避難体制整備サポート事業業務委託業者選定委員会」において、企画提案書類を基に審査を行う。

審査委員は、下記2の評価項目ごとに「大変よい：3点」「よい：2点」「普通：1点」「劣る：0点」を評価基準として採点する。

各審査委員の評価点を合計した総合得点が最も高い企画提案を行った者を受託候補者に選定する。

最も高い総合得点を得た企画提案が複数ある場合は、審査委員長が優劣を決する。

企画提案者が一者の場合、各審査委員の評価点の平均が6割（18点）以上を得た場合に受託候補者として選定する。

2 評価項目

- (1) 業務の目的や内容を十分に理解しているか。
- (2) 福祉避難所についての知見やノウハウを有しているか。
- (3) 福祉避難所への直接避難についての知見やノウハウを有しているか。また、直接避難による訓練を効果的に実施することができるか。
- (4) 内閣府（防災担当）が策定した福祉避難所の確保・運営ガイドライン（令和3年5月改定）の趣旨に沿った提案内容となっているか。
- (5) 市町村職員や施設関係者、当事者団体を一堂に会した会議体で議事を進行し、利害関係を相反する関係者との意見調整を実施した実績を有しているか。
- (6) 福祉避難所への避難対象となる要配慮者に関して、要配慮者の区分（障害者、高齢者など）や特性（身体障害、精神障害、発達障害など）に応じて、福祉避難所における避難生活に関する知見やノウハウ及び行政機関等に対する提案実績等を有しているか。
- (7) 避難訓練に向けた打合せでのサポートのほか、日常的にモデル市町村からの相談に対応できる体制を敷いているか。
- (8) モデル市町村の周辺自治体に対して、福祉避難所の開設・運営訓練に関する意見交換、情報提供及び相談業務を実施することができるか。
- (9) 実施体制や過去の実績から業務遂行能力が認められるか。
- (10) 経費の見積もりは妥当か。